

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成31年3月14日付け大天市第110号及び第111号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った平成30年12月28日付け大天市第73号による不存在による非公開決定（以下「本件決定1」という。）は妥当である。

また、平成30年12月28日付け大天市第74号による部分公開決定（以下「本件決定2」という。）は、学校教員の氏名を非公開とした部分を除き妥当である。

なお、本件決定2に対する審査請求のうち学校教員の氏名を公開すべきとする部分は、審査請求の利益が失われたと認められるので、却下すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成30年12月14日に条例第5条に基づき、実施機関に対し、真田山地区地域活動情報掲示板運営業務委託契約における委託先の実態の分かる資料（所在地、連絡先、構成員等）、同契約における真田山地区地域活動情報掲示板管理運営基準第3条に定める業務の履行が確認できる資料及び地域活動情報掲示板利用規約第4条に規定する真田山地区地域活動情報掲示板の利用団体として登録された団体が、同規約第5条に定める登録を申請したときの申請書を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

(1) 本件決定1

実施機関は、本件請求のうち「真田山地区地域活動情報掲示板運営業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）における真田山地区地域活動情報掲示板管理運営基準（以下「管理運営基準」という。）第3条に定める業務の履行の確認ができる資料（以下「本件履行書類」という。）及び地域活動情報掲示板利用規約（以下「利用規約」という。）第4条に規定する真田山地区地域活動情報掲示板の利用団体として登録された団体が、利用規約第5条に定める登録申請をしたときの申請書（以下「本

件申請書」という。)を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定 1 を行った。

記

本件履行資料については、当区では毎年度末に委託先である真田山地区地域活動情報掲示板運営委員会(以下「運営委員会」という。)より報告書を徴し、また区役所の職員が定期的に現地に赴き掲示物の確認をしているところであるが、同委員会に確認したところ、同業務については掲示物の現物で審査しており、その都度の履行に関する書類は作成していなかったため。

本件申請書については、登録団体は全て平成 24 年度以前に登録されており、登録に関する書類は保存期間が 5 年の簿冊に編綴されていたために、連絡先等の業務に必要な情報のみを転記した後、全て廃棄したため。

(2) 本件決定 2

実施機関は、本件請求のうち「本件委託契約における委託先の実態の分かる資料(所在地、連絡先、構成員等)」に係る公文書を、運営委員会の委員名簿(平成 30 年 4 月 1 日時点)(以下「本件名簿」という。)と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、委員長を除く委員の氏名を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定 2 を行った。

記

条例第 7 条第 1 号に該当

(説明)

委員長を除く委員の氏名については、個人に関する情報であって当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるものと認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため

3 審査請求

審査請求人は、平成 31 年 2 月 14 日に、本件決定 1 及び本件決定 2 を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 4 条第 1 号に基づき、それぞれ審査請求(以下「本件審査請求 1」及び「本件審査請求 2」という。)を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定 1 及び本件決定 2 を取り消し、請求した公文書についてあらためて公開を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 本件委託契約の契約書には、名称・代表者名のみで運営委員会の存在及び実態が把握できない。
- (2) 運営委員会の委員名簿には、委員長・委員が10数人以上、名を連ねていることから運営委員会の規約があるはずである。
- (3) 利用規約における履行書類があるはずである。
- (4) 運営委員会の委員名簿の委員会名・委員長名のみでは実態も把握できず、他の委員も公開すべきである。
- (5) 委託先が「作成していなかったため」とあるが、運営基準第3条には「当該基準を満たしているときは、掲示物の掲示期間を決定し、承認印を掲示物に押印すること」とある。押印記録がないのは不自然であり、当時の掲示物に承認印はない。
- (6) 「登録団体は全て平成24年度以前に登録」とあるが「真田山地区地域活動情報掲示板運営業務報告書」平成29年4月3日には、「真田山小学校生涯学習ルーム運営委員会」が新しく利用団体として記載されている。
- (7) 「必要な情報のみを転記した～廃棄」とある、利用規約第5条・第6条には団体の定款・規約・宣誓書など重要と思える資料が多くあるのに、全部廃棄するのはおかしい。転記したのであれば転記文書があるはずである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 地域活動情報掲示板に関する事務について

地域活動情報掲示板は、区内における地域活動に関する情報を周知する場所を提供することにより、地域のコミュニケーション力を高め、より多くの住民の地域活動への参加と交流を促進し、ふれあいのあるまちづくりに寄与することを目的に設置している。

地域活動情報掲示板の管理運営は、利用規約に基づき、運営委員会が行っている。

地域活動情報掲示板を利用することができるのは、天王寺区において次のいずれかの活動を主たる目的として、概ね半年以上活動している地域団体、NPO法人、ボランティアグループ等であって、運営委員会の事前審査及び天王寺区役所の地域活動情報掲示板利用登録審査会(以下「利用登録審査会」という。)の審査を経て、利用団体としての登録を受けたものとしている。

- (1) 地域住民のふれあい・交流づくりに関する活動
- (2) 地域における社会福祉や健康づくりに関する活動
- (3) おとしよりの生きがいや福祉に関する活動
- (4) 子育て支援や青少年の健全育成に関する活動
- (5) 人権や生涯学習など教育に関する活動
- (6) 安全・安心の街づくりに関する活動
- (7) 地域の歴史、文化及び芸術に関する活動
- (8) 地域の環境の美化・保全に関する活動
- (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずると利用登録審査会が認める地域の公共の福

社の増進に寄与する活動

利用団体の登録申請には、申込書に必要な書類を添えて、地域活動情報掲示板が設置されている小学校区の運営委員会を通じて、利用登録審査会に申請しなければならない。その申請に基づき、利用登録審査会は利用団体の登録の可否を決定することとなっている。

2 本件決定1について

(1) 本件履行書類について

審査請求人は「押印記録がないのは不自然で」と主張するが、当区では毎年度末に委託先である運営委員会より報告書を徴しているところであるが、同委員会に確認したところ、同業務については掲示物の現物で審査しており、押印したとの記録などその都度の履行に関する書類は作成していない。指摘の当時の承認印がない掲示物については押印漏れと考えられる。

したがって、履行に関する書類は存在しない。

(2) 本件申請書について

登録団体は全て平成24年度以前に登録されており、登録に関する書類は保存期間が5年の企画調整関係書類(区)地域活動情報掲示板に編綴されていたために、連絡先等の業務に必要な情報のみを転記した後、全て廃棄していることから、不存在とした。

審査請求人は「『真田山小学校生涯学習ルーム運営委員会』が新しく利用団体として記載されている。」と主張するが、同委員会は平成23年7月に制度発足当初の利用団体として登録されており、平成28年度に掲示板の利用があったため報告書に記載されている。平成23年度に利用団体の登録申請がされており、廃棄文書となっているため存在しない。

また、審査請求人は、利用団体申請書を全部廃棄するのはおかしい、と主張するが、本件申請書については、登録団体は全て平成24年度以前に登録されており、登録に関する書類は保存期間が5年の簿冊に編綴されていたために、連絡先等の業務に必要な情報のみを転記した後、全て廃棄したため存在しない。

さらに、審査請求人は「転記したのであれば転記文書があるはずである。」と主張するが、本件請求は利用団体申請書を求めるものであり、転記したものは利用団体申請書ではないことから、本件請求に合致する公文書は存在しない。

3 本件決定2について

(1) 文書特定について

審査請求人は、本件請求において、運営委員会の存在と実態が把握できる資料の公開を求めている。

実施機関は、同委員会より徴している、同委員会の事務局である真田山小学校の連絡先(住所、電話番号)を記載した同委員会の委員名簿を本件請求文書と特定し、委員長名以外の委員名を非公開として、部分公開したものであり、当該文書の他に、特定すべき文書はない。

なお、運営委員会の組織・活動について定めた規程は存在しない。

(2) 委員の氏名の公開の可否について

運営委員会は、任意団体であり、主な事務を行っている委員長以外の構成員の氏名は非公開とした。

本件名簿の肩書欄に「主任児童委員」と記載しているが、運営委員会が任意団体であり、委員はあくまで地域の方として就任していただいております。委員の方は本件業務に主任児童委員として深くかかわっているわけではないことから、主任児童委員との肩書のある個人の氏名は条例第7条第1号ただし書アに該当せず、非公開とすべきと考えた。

学校教員は条例第7条第1号ただし書アに当たらないと考えていたが、学校教員は大阪市の職員であり、本市職員については氏名を公表する慣行があるため、本市職員の氏名は、同号ただし書アに該当し、公開することが相当である。

以上のとおり、運営委員会は任意の団体で、地域の方々と無償で契約しているものであり、地域に協力をいただいているのが現状である。本件の事務は責任者である代表者が主に対応しており、本市職員である学校教員の氏名を除き、当該名簿において代表者の氏名のみ公開すべきと判断した。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

(1) 本件審査請求1

審査請求人は、本件履行書類及び本件申請書が存在するはずであると主張するのに対し、実施機関はいずれも存在しないとして争っている。

したがって、本件審査請求1の争点は、本件履行書類及び本件申請書の存否である。

(2) 本件審査請求2

審査請求人は、運営委員会の存在と実態が把握できる資料として運営委員会の規

約が存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は運営委員会の規約を保有していないため存在しないとして争っている。

また、審査請求人は、本件名簿で公開しないこととした運営委員会委員の氏名を公開すべきであると主張するのに対し、実施機関は、公開しないこととした委員の氏名（以下「本件委員氏名」という。）については、条例第7条第1号に該当することを理由として公開すべきではないとして争っている。

したがって、本件審査請求2の争点は、運営委員会の規約の存否及び本件委員氏名の条例第7条第1号該当性である。

3 本件履行書類の存否について

実施機関は、地域活動情報掲示板の管理運営業務を無償で運営委員会に業務委託しており、本件委託契約の契約書第4条によれば、運営委員会は、当該業務内容に係る報告書を提出する必要があるが、この他に掲示物の審査及び承認業務の履行を確認する資料の提出は必要とされていない。また実施機関によると、実際に年度末に一括して作成された上記の報告書を運営委員会から取得しているのみであって、運営委員会においてもその都度、履行に関する書類は作成していないことを確認しているとのことであり、履行を確認できる資料を取得していないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 本件申請書の存否について

利用規約第5条に基づく登録申請では、利用団体の概要、利用団体の活動目的及び活動の概要（定款、規約又はこれらに準ずるものがある場合にはその写し）等を提出することが定められている。

当審査会が、地域活動情報掲示板の利用団体として登録された団体の登録日を実施機関に確認したところ、すべて平成23年度又は平成24年度に登録されていた。

また、大阪市公文書管理条例第5条及びこれに基づく文書分類表によれば、実施機関が本件申請書を編綴していたと主張する「企画調整関係書類（区）」の保存期間は5年と定められていることが認められる。

以上によれば、本件申請書を廃棄したため保有していないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

5 運営委員会の規約の存否について

本件名簿を見分したところ、所在地、連絡先及び構成員が記載されていることが認められる。

審査請求人は、本件名簿のほかに運営委員会の規約が存在するはずであると主張するが、実施機関によると、そもそも運営委員会ではその組織・活動について定めた規約は存在していないとのことである。また、業務委託契約事務において委託先の規約を徴する義務を定めた規定は存在せず、また徴する必要もないため、契約にあたり委託先の規約を保有していないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

6 本件委員氏名の条例第7条第1号該当性について

(1) 実施機関の変更決定について

実施機関は本件審査請求を受けて、本件委員氏名のうち学校教員の氏名については条例第7条第1号に該当しないとして、令和2年3月24日付け大天市第113号によりあらためて公開する旨の処分を行っている。

(2) 主任児童委員及び体育指導員の委員氏名について

本件委員氏名のうち、本件名簿の肩書欄に主任児童委員又は体育指導員と記載されている委員の氏名について、主任児童委員及び体育指導員は非常勤の公務員であるところ、当該氏名情報の条例第7条第1号ただし書ア該当性について検討するに、実施機関によれば、当該委員が運営委員会で行っている業務は、普段、主任児童委員又は体育指導員として地域で活動している経験や知識、地域でのつながりを活かして、個人として行っているものであるとのことであった。

以上のような実態を踏まえると、運営委員会での業務を主任児童委員や体育指導員が公務員業務としてではなく個人として行っている場合に、その氏名まで公にする慣行があるとは言えないことから、条例第7条第1号ただし書アに該当せず、またその性質上同号ただし書イ、ウにも該当しない。

(3) 主任児童委員及び体育指導員以外の委員氏名について

本件委員氏名のうち、本件名簿の肩書欄に主任児童委員、体育指導員又は学校教員と記載されている委員以外の委員氏名については、法人等を代表する者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報であるとは認められず、個人に関する情報であって条例第7条第1号本文に該当し、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定される取扱いを確認できないことから、条例第7条第1号ただし書アに該当せず、またその性質上同号ただし書イ、ウにも該当しない。

(4) 小括

本件委員氏名のうち学校教員の氏名を除く氏名は、条例第7条第1号に該当する。

また、本件審査請求2のうち学校教員の氏名を公開すべきとする審査請求は、上記6(1)の追加の処分により審査請求の利益が失われたと認められることから、実施機関は本件審査請求2のうち学校教員の氏名を公開すべきとする審査請求については却下すべきである。

7 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 島田 佳代子、委員 岡田 さなゑ、委員 長谷川 佳彦

(参考) 答申に至る経過

平成30年度諮問受理第95号及び96号

年 月 日	経 過
平成 31 年 3 月 14 日	諮問書の受理
令和元年 11 月 28 日	実施機関からの意見書の收受
令和 2 年 1 月 31 日	審査請求人からの意見書の收受
令和 2 年 2 月 3 日	調査審議
令和 2 年 2 月 28 日	実施機関からの追加意見書の收受
令和 2 年 3 月 2 日	調査審議
令和 2 年 4 月 6 日	審査請求人の口頭意見陳述
令和 2 年 5 月 7 日	調査審議
令和 2 年 6 月 2 日	答申